

2006年6月レポート

- 国別:

タイ
マレーシア
フィリピン
インドネシア
ベトナム
インド
ヨルダン
バーレーン
ウズベキスタン
クウェート
レバノン

タイ

1. 抽出技術に対しても特許保護を拡大か
2. 商務省、反海賊行為キャンペーン開始
3. ルーシー・ダットンの商標、日 - タイ間の法律論争を巻き起こす
4. 関税局、密輸商品とIP侵害物を取締る
5. トッサパーク、ワールドカップの知的財産権問題をクリアにする
6. 国王に人工雨の特許が付与される
7. OTOP製品、発明賞を競う
8. タイは文化関連産業推進のためBIMSTEC に加盟
9. 娯楽産業、海賊版の取締りを要求
10. タイでの蚕の特許が零細事業の発展へ
11. パッケージなしのVCD 発売へ
12. GIがカバーする利益を説明

1. 抽出技術に対しても特許保護を拡大か

(バンコクポスト、ビジネス欄、4ページ、タイ、2006年6月1日付)

商務省は、植物や動物から成分を抽出する新技術及びその抽出物自体もカバーするように特許の範囲を拡大することを検討している。しかし、非政府組織(NGO)は、これはアメリカにとって有利になるものであると批判している。

米国は自由貿易交渉の中で、タイが保護範囲を拡大するよう提案したが、年度当初の国会解散により棚上げとなっていた。しかし、知的財産局の幹部はこの見解を否定し、「我々は、FTA 交渉に合わせるために特許法を改正するつもりはない。しかし、貿易交渉の当事者が、我々が行うことの結果を考慮するかもしれない」と、知的財産局のバンヨン・リンブラユーンウォン (Banyong Limprayoonwong) 副長官は述べた。

副局長によれば、現行の1984年特許法では、動植物からの抽出物は発明とみなされず、特許は付

与されていないとのことである。特許法の改正により、知的財産局は抽出物を採取するための新技術やプロセスにも保護を与えることを考えている。

「新技術と抽出物は新特許法により保護されるだろう。しかし、既に知られている抽出物を採取する新技術を発明した新規参加者は、新技術に対して特許を取得することは可能だが、抽出物自体に対しては無理である」とバンヨン副局長は述べた。

「しかしながら、我々は最終的な結論には達していない。我々は、作業チームや他の関係者とさらに話合う必要がある。」と続けた。

自由貿易協定に反対する市民グループである、FTA監視団(FTA Watch)の生物多様性推奨者であるバントーン・セサシロート(Buntoon Srethasirote)氏は、抽出物は自然なものであり、知的財産物とはみなされないと述べる。

バンヨン氏は、知的財産局は1984年の特許法を近代化させ、エンフォースメントの効果を上げ、コスト削減を図るため、他の部分の改正もするつもりであると述べた。

新法はドーハでの多国間貿易交渉での合意点を法律に組み込むためのものであり、その中には先進国・途上国ともに、緊急時には特許権の有無に関係なく医薬品の輸出入ができるようにするという点が含まれる。

小特許に関しては、現在の制度には問題があると指摘する。小特許は、既に「新規」とはみなされない改良もカバーし、要件が緩やかすぎる。そのせいで侵害の申立時に対立を招いている。

「新法では、我々は出願人に「新規性」要件を求める。侵害者に対して法的措置をとることを期待するならば、そのようなものが過去に存在したかどうか、我々は再チェックするだろう」とバンヨン氏は述べた。

改正法では、出願の要処理期間を現行の6～8年より短縮し、製品デザインの特許が時代の変化に追いつくようにする。さらに、改正法は、タイが特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)の加盟国になることを手助けし、特許登録の迅速化とタイの特許が世界で保護されることを保証する、と副局長は予想する。

2. 商務省、反海賊行為キャンペーン開始

(クルンテープ・トラキット、経済産業欄、6ページ、タイ、2006年6月2日付)

アジアパシフィック・ニュース・エージェンシー機関、2006年6月2日付)

タイ商務省は、模倣品の使用中止を求める国際動向との協調を示すため、海賊商品の撲滅キャンペーンを6月1日から開始する、と商務省のプリーチャ・ラオハポンチャナ(Preecha Laohapongchana)副大臣が述べた。

プリーチャ副大臣は、歌手や歌の著作権所有者とともに、IT商品の主要販売拠点であるパンティッププラザで海賊版撲滅キャンペーンを行った。これは一般の人々の認識を高め、消費者と業者が責任を持って海賊版商品の販売、購入、使用を中止することを目指したものである。

副大臣は、このキャンペーンの目的は正規品を使うことの重要性を強調することであり、タイはこの数年の間、海賊商品の撲滅に成功してきたし、消費者はキャンペーンで最も重要な役割を果たしてきたと述べた。

人々は純正品のみを購入し、正しい行為をするという決意をすべきであるとも副大臣は述べ、パンティッププラザの所有者は当局に非常に協力的で、違法品を販売していた店に閉店を命じていると語る。もしある店が違法品や海賊商品を販売していることが発覚した場合、起訴処分を受けると警告し、今年の上半期の4ヶ月で280人以上が知的財産侵害の罪で逮捕され、62,000件の海賊商品が押収されたことを明らかにした。

3. ルーシー・ダットンの商標、日 - タイ間の法律論争を巻き起こす (ネーション、ビジネス欄、ページ4B、タイ、2006年6月2日付)

東京は、タイ知財局からの協力要請を受け、今月末までに日本の会社からの「ルーシー・ダットン」("Rusie Dutton")の商標申請を認めるかどうかの結論を下すとみられている。

商務省のプリーチャ・ラオハポンチャナ(Preecha Laohapongchana) 暫定副大臣は、Masaki Furuya Co は6月1日に「ルーシー・ダットン」、つまり「仙人のツイスト」と呼ばれるタイ古来の体操の姿勢の呼び方を商標登録しようとしたと述べた。

「政府は、日本のビジネスマンによって、タイの古来からの体操の名前が会社の商標として登録されることのないよう日本の外務省との交渉で強く訴える」とプリーチャ副大臣は述べた。

タイ商品の保護の必要性を強調したプリーチャ副大臣は、世界の各国でこのような問題がこれ以上起こらないという保証は何もないと述べた。

各国がそれぞれ特許法を持っているため、他の国が自国の出願人にタイの名前の登録を認めたかどうかタイは知る由もない。しかし、もしタイが国際特許法委員会(International Patent Laws Committee)のメンバーになれば、知的財産の保護は容易になるであろうと副大臣は述べた。

タイは現在、世界規模での保護を確実にする特許協力条約の加盟国となるための知財制度を築こうとしている。しかし、これがいつ実現するか知的財産局は明言していない。

4. 関税局、密輸商品とIP侵害物を取締る (タイニュース・サービス、2006年6月2日付)

税関は、密輸商品と知的財産権侵害商品の押収を含む大規模摘発を行った。押収額の合計は3,000万バーツを超えると見込まれる。

関税局のサティット・リンポンパン(Satit Limpongpan)局長は、同局では国の基幹産業を保護するため、密輸と知的財産権侵害を根絶するために懸命に努力してきたと述べ、税関は捜査取締局、バンコク港湾局と協力し、知的財産法と関税制度に違反した密輸者を逮捕する計画だと述べた。

今回の摘発では、3,000万バーツ相当超のDVD、財布、衣類、酒、時計及び化粧品が押収された。

5. トッサパーク、ワールドカップの知的財産権問題をクリアにする (タイ・ニュース・サービス、2006年6月7日付)

タイでのワールドカップ独占的放映権を持つトッサパーク(DhosPaak)社と、タイでのFIFAの商標代理人であるダムヌーン・ソムギアット・アンド・ブーンマ(Domnern Somgiat & Boonma Law)法律事務所は、来たるワールドカップ大会のための知的財産権を明確化した。

トッサパーク・コミュニケーション・エージェンシーのウォラウット・ロジャナパニック(Vorawut Rojanapanich)社長は、6月3日、ワールドカップ期間中のサッカーの試合を放映する事業者やレストランから料金は徴収しないと述べたが、チャンピールの売上げに貢献するよう求めた。ウォラウット(Varawut)氏は、トッサパーク社から許可を受けたレストランのみがライセンス料なしにサッカーの試合の放映を認められるとしている。

チャンピールの製造者であるタイ・ビバレッジ公開有限会社(Thai Beverage Plc)の関連会社であるトッサパーク社は、タイでのワールドカップ放映権を750万米ドル(3億3,100万バーツ)で購入した。しかし、どんな事業者もレストランも、自分たちの商業目的のためにワールドカップの放映を利用すれば訴訟を起こされるかもしれない。

一方、ダムヌーン・ソムギアット・アンド・ブーンマ法律事務所は、商業目的のためにFIFAの商標を利用することは、訴訟の対象になると警告している。

ワールドカップの商標、マスコット、「ボン・ローク」(タイ語でワールド・カップの意)と同じフォントでの表示は、国際サッカー連盟(Federation Internationale de Football Association)に所有権があり、FIFAの知的財産権を侵害する会社は国際知的財産法を侵害することになる、と同法律事務所のパートナーのブーンマ氏は語った。同法律事務所は、FIFAの商標を利用した違法商品や宣伝を抑えるよう努力している。ブーンマ氏はまた、テレビ番組や出版社、他の事業者がFIFAの名前を利用し、賞品目当てに人々を競わせることも知的財産法に反すると述べた。

同法律事務所の他のパートナーであるルートン・ノパクン(Rutorn Nopakun)氏は、ワールドカップの賞品目当てのコンペ等を事業者が行う場合、FIFAのロゴ、スローガン、マスコットを宣伝用に使わない限りでは法律に違反しないと述べている。

「FIFAの知的財産の不正使用は、FIFAの公式スポンサーに対して不公正な行為であり、放送会社とFIFAとの対立をも招きかねない」と彼は述べる。16の会社のみがFIFAの公式スポンサーである。

同法律事務所では、ワールドカップ商標の販売目的での使用を中止するよう何社かに協力を要請している。ルートン氏は、これらの会社に対して法的手段を取りたくはないが、何社かが不正使用を続けた場合、彼らは違法行為で罰せられるかもしれないと述べた。

知的財産局によれば、許可なく商標を利用した個人又は会社は、最高4年の懲役と40万バーツの罰金、又はその両方が科せられるとのことである。

6. 国王に人工雨の特許が付与される

(ネーション、タイ、2006年6月9日付)

ヨーロッパ特許庁(The European Patent Office)は、世界で最長の在位君主であるタイ国王に、人工雨による天候の改良技術に対する特許を付与した。

タイ国王は人工雨で特許を取得した世界で最初の唯一の権利者である。

昨年10月12日にEPOより発行された特許は、オーストリア、フランス、スイス、イギリス、ドイツを含む30カ国により公式に認められた。

タイ研究基金(Thailand Research Fund)事務局長であるアノン・ブーンヤラタナベツト(Anont Boonyarattanavej)教授は、国王に特許を贈呈するための謁見を同基金は申し入れていると述べた。

TRFでは、王室事務局より国王の特許取得の希望を受けた後、外国での特許出願を行ってきた。アノン教授は「現在米国でも特許出願を進めている」と述べた。

タイでは、2003年6月2日、知的財産局が人口雨製造技術に対する特許を国王に発行している。

7. OTOP製品、発明賞を競う

(タイ・ニュース・サービス、2006年6月14日付)

知的財産権の意識高揚と国全体での反海賊版キャンペーンの実施といった努力を続ける知的財産局は、最も創意工夫のある一村一品運動(One Tambon One Product)の製品コンテストを行う。

同局の情報によると、多くの国内外の生産者がOTOP偽造品の生産をしている。そのため、本物のOTOP生産者が自分たちの製品を確実に偽物と区別できるように同局が後押ししている。

「OTOP製品、特に手工芸品は、国外のバイヤーから高く評価されている。しかし、地元以外の生産者が偽物を製造するため、自分たちの製品に付加価値を加えるための方策を練らねばならない」と同情報筋は語る。

OTOP 製品の発明推進コンテストの賞金額は、88万バーツ以上である。「特許と著作権」の2つの分野で全国規模のコンテストが開催される。

多くの偽OTOP 製品は本物とそっくりに見えるが、ずっと価値が劣る。知的財産局では、生産者が製品に違いをつけるための方法を考え出すよう促している。それによりタイのOTOP 製品は、国内外の市場でより受け入れられやすくなる。このコンテストは6月12日から10月20日まで開催される。

加えて、知的財産局では、8月まで地方のOTOP 製品の生産者を対象に、知的財産権への認識を深めるためのセミナーを全国で開催する。

8. タイは文化関連産業推進のためBIMSTEC に加盟

(タイ・ニュース・サービス、2006年6月16日付)

タイは他の6カ国とともに、ベンガル湾多分野技術・経済協力イニシアチブ (Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation) (BIMSTEC)に加盟し、この地域の貧困問題と戦うために文化関連産業を推進する。

文化常任秘書官のKhunying Thipawadee Meksawan 氏は、ブータンで開かれた最初のBIMSTEC 文化省大臣会合で、協同して地域の国家レベルの委員会をつくり、市場戦略を開発し、知的財産、文化資産、観光文化を保護することにより、文化関連産業の推進に努めるよう協力を深めることに合意した。

Khunying Thipawadee氏によれば、当初は地域委員会設置のための専門家チームが任命されて、そのオペレーションセンターがブータンに置かれ、インドが7月に開かれる最初の専門家会議のホスト国になるとのことである。

BIMSTECの加盟国は、バングラディッシュ、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ及びタイである。

9. 娯楽産業、海賊版の取締りを要求

(バンコク・ポスト、ビジネスセクション、ページB1、2006年6月21日付)

タイ・ニュースサービス、2006年6月22日付)

10人ほどのタイの著名な映画製作者、監督、芸能人が20日に政府庁舎を訪れ、海賊版CDと関連製品の取締りを強化するよう政府に求めた。

このグループによれば、海賊行為は現在増加しており、彼らの知的財産権が無節操な製造業者や物売りにより侵害され、大いに営業妨害を受けており、政府機関が行っている取締り方法では不十分だと主張している。彼らは、犯罪の制圧に熱心なタイ警察の査察官のSereepisut Temeyavet 警察大将にこの任務を統括させるよう陳情した。

副首相兼法務大臣のChidchai Vanasatidya警察大将と商務副大臣のPreecha Laohapongchana氏は陳情を受け、この問題について他の関係機関と検討するが、現在のところ、これは警察の問題であると述べた。

また、副首相は、警察は増加する海賊行為と、互いに密接に関係した影響力のある複数の人物、麻薬の取引人、密輸業者との間に関連性があるかもしれないので調査するとも述べた。

10. タイでの蚕の特許が零細事業の発展へ

(タイ・ニュース・サービス、2006年6月22日付)

コンケン大学の研究者は、新種の蚕を商業利用するための研究に取り組んでいる。コンケン大学

の研究者はイリ蚕 (Irri silkworm) の繭から糸をつむぐ新しい機械と、蚕からつくる6種類の食品の製造技術で特許を取得した。コンケンの5つの村では新種の蚕の養蚕を開始している。

コンケン大学の担当者と知的財産局及び中小企業振興局のアドバイザーは、協同して絹と蚕から作る食品の生産と販売をこの地域の産業として立ち上げるためのプランを立てている。

11. パッケージなしのVCD 発売へ

(バンコクポスト、ビジネス・セクション、ページB3、タイ、2006年6月27日付)

家庭用娯楽卸売りチェーンのマンポン公開有限会社 (Mangpong Plc) は、今年、グランデ (Grande) と呼ばれる新しいアウトレットを出店し、海賊版に対抗し、低価格のVCDを販売する予定である。

370店ほどの既存のマンポン・アウトレットは、第3四半期に低所得の消費者を対象とした、しゃれた包装などのない安いVCDを提供する新機軸の店へと転換し、一方、マンポン自体は高所得者向けとして営業する。

同社の投資関連部門の幹部社員 Kitti Kerati-thamkul 氏は、新しいコンセプトは今年第1四半期の会社の低調な売上げを改善するためのものであると述べている。前年同期の338,598 パーツの利益に対し、今期は9,182万パーツの損失であった。

また、同氏は、海賊版に対する生ぬるい法の執行が、人々を海賊版購入へと向かわせたと語り、第1四半期で、同社は模倣品業者によって毎月2,000万パーツを失っていたとし「映画産業も、今日では映画が違法なVCD となって販売され、時には映画館で上映中の作品まで違法VCDとなり、被害を被っている」と述べている。

映画業界との契約で、同社は映画館で上映されてから3ヵ月後に映画をVCD として販売することができる。

12. GIがカバーする利益を説明

(バンコクポスト、国内ニュース欄、ページ2、タイ、2006年6月29日付)

ネーション、ビジネス欄、ページ3B、タイ、2006年6月29日付

ポスト・トゥデイ、ビジネスマーケット欄、ページB3、タイ、2006年6月29日付

クルンテープトラキット、商業欄、7ページ、タイ、2006年6月29日付))

著名な一村一品 (OTOP) ブランドやその他の地域産品を持つ地域は、他の生産者に模倣されないように地理的表示 (GI) 登録をして自分たちの製品を守るべきである。マハ・チャクリ・シリントン王女のご臨席を得た、EU - アセアン地理的表示推進保護の地域展示セミナーのオープニングでは、地理的表示の効果が訴えられた。

開会式でお言葉を述べたシリントン王女は、「タイや世界各国の地方の人々の知恵を表現した地理的表示のつけられた製品を推奨し、宣伝することは素晴らしいことである。彼らは地域コミュニティの発展に貢献するだけでなく、文化的遺産の保護にも貢献している」と述べられた。

タイは、2004年4月のタイ地理的表示保護法 (Thai Geographical Indications Protection Act) の施行により、近年になって、全国的に十分に機能するGI保護制度を確立した。タイでは既にアセアンで最大のGI登録件数を数えている。

知的財産局の Kanissorn Navanugraha 局長は、タイではペチャブーン県のスウィート・タマリンド、ナコン・チャイシー県のソムオー、トラン県の焼き豚、ドイ・トゥング・コーヒー、プルア高原ワイン、カオ・タンワのソムオー (チャイ・ナット県)、スラタニー県の牡蠣、シラチャー県のパイナップル、サンヨット米 (パタルン県) の9つの製品がGI登録を受けている。また、タイで始めて登録されたヨーロッパの2つの産

物はシャンペン(フランス)とピスコ(ペルー)である。

Kanissorn局長は、ほかにもGI保護に値するたくさんの地方産品があるが、多くの地域では制度について知られていないと述べた。

欧州委員会タイ代表部のFriedrich Hamburger大使は、強力なGI保護による利益はここ10年間で世界中に広まった。「GI保護がなければ他の生産者や製造者は、これらの特産品が既に得ている評判や知名度にただ乗りしてしまう。」と述べた。

商標室のPajchima Tanasanti室長は、タイの地理的表示法の侵害者は20万バーツまでの罰金が科せられると述べた。また、他の何カ国かでは、地理的表示法違反には民事と刑事の両方の罰が科せられ、罰金と懲役を含むとも述べた。

Kanissorn局長は、EUの援助によりつくられたEC - アセアン知的財産権協力計画(EC-Asean Intellectual Property Rights Cooperation Programme)(ECAPII)により打ち出された「ECAPII GI トウィニング・イニシアチブ(Twinning Initiative)」が始められると付け加え、これはヨーロッパとアセアンの生産者の専門知識と経験の実務的なネットワークの創設を目指すものだと述べた。例えば、1つの可能性としては、トランの焼き豚とポルトガルのソーセージのコラボレーションなどである。

マレーシア

米国、マレーシアに一層の市場開放を求める
(ファイナンシャル・タイムズ、2006年6月13日付)

マレーシアと米国は、昨日、自由貿易協定の交渉を開始した。米国は、マレーシアに対して金融、建築、車の市場へのアクセスをさらに拡大することと、知的財産権の海賊版に対する取締りの強化を要求した。

これに対し、米国の第10番目の貿易相手国であるマレーシアは、アブドゥラ・バダウィ (Abdullah Badawi) 首相が自身の経済改革をめぐり与党内で批判に直面しているため、なかなか譲歩を示すことができないでいる。米国が求める市場開放は、政治的に微妙な問題である。なぜなら、マレーシアの長期的政策である、経済的な弱者マレー人優遇という政策に影響を与えるからだ。

米国とマレーシアは、今年度末までに貿易交渉に決着をつけ、ブッシュ政権が有する2007年半ばまでの国際通商交渉の迅速な議会通過権限を行使して、この問題を終了させたいと望んでいる。

米国は、同様な協定をタイと韓国を含む他のアジア諸国とも締結しようとしている。担当官は新貿易交渉がまとまれば、2010年までに両国の年間貿易額は現在の440億米ドル(350億ユーロ、240億ポンド)から倍増するだろうと予測している。

フィリピン

1. 上院、特許付与低価格薬品の輸入を認める法案審議を開始
2. 2つの機関が反海賊法の厳格な順守を
3. 政府は米国の警戒リストからの脱却を期待
4. フィリピン最高裁、知的財産計画を承認
5. 480万ペソの偽造コンピューターハードウェア、NBIの捜索で押収

1. 上院、特許付与低価格薬品の輸入を認める法案審議を開始 (マニラ・タイムズ、2006年6月10日付)

上院は、特許が付与された薬品の輸入と早期の開発、及び特許の強制実施権条項の適用除外を認める法案の委員会報告を承認した。

貿易通商委員会委員長のマー・ロクスアス(Mar Roxas)上院議員は、委員会報告の基となる上院法案第2139号と、代案となる上院法案第2263号を昨年10月に提案した。法案第2263号は共和国法第8293号、つまり、特許・商号・商標法の基となるフィリピン知的財産法(Intellectual Property Code (IPC) of the Philippines)の改正案を含んでいる。

「委員会報告の完成とその署名は、上院では、一般フィリピン人の健康上の必要性を考慮するという好意的な合意が生まれたことを示す。一旦法案が可決されれば、すべてのフィリピン人に良質で安価な医薬品の提供が可能であろう」とロクスアス議員は述べた。

報告によれば、フィリピンの医薬品の価格はアジア最高で、少なくとも1,500万人のフィリピン人には手の届かないものである。しかし薬や医薬品に手の届く層は健康関連経費として、1人当たり年間2,000ペソの予算を充てているだけだ。

850億ペソのフィリピン製薬市場の約60%は多国籍企業に支配され、フィリピン人が所有する製薬会社が残りのマーケットシェアを持っているにすぎない。

多国籍企業は、彼らが製造する医薬品は安全で、効能があり、高品質なので高価だと主張する。また、多額の研究開発費を挙げて、薬品の価格の高さを正当化しようとする。

一方、フィリピンの製薬会社は、フィリピンの知的財産法は多国籍企業の特許を守るように制定されていて、多国籍企業の独占的営業を許すことを認めている。このため、地元の製薬会社が特許付与された薬と同成分の薬を無特許で製造しようとするれば、裁判に訴えられる危険性を冒すことになる。

ロクスアス法案(Roxas bill)は、知財法の4つの重要な条項に照準を合わせている。すなわち、不特許発明の追加、並行輸入、ある種の薬品への早期利用、特許付与薬の政府使用についてである。

幾つかの団体はこの法案を支持するが、多国籍企業はフィリピン製薬保健協会(Pharmaceutical and Healthcare Association of the Philippines)の傘下で、この提案に反対している。

2. 2つの機関が反海賊法の厳格な順守を (マニラ・スタンダードズ、2006年6月19日付)

知的財産庁(IPO)と国家通信委員会(National Telecommunication Commission: NTC)は、協力して放送メディア、特にケーブルテレビにおける知的財産権の保護と順守のための協定に署名した。

IPOフィリピンのAdrian Cristobal Jr.長官と、NTCのRonald Solis委員長は、この週末にマカティ市で両機関間の覚書に署名した。この合意は、有料テレビ産業において2つの機関が協力して海賊行

為に立ち向かおうとする希望を行動に移したものである。

フィリピン・ケーブルテレビ協会では、海賊行為による同産業の損失は、年間およそ70億ペソに達していると推計している。約150万人のケーブルテレビ利用者が、違法にケーブルをつないでいた。2つの機関は、行政的な仕組みで効果的かつ迅速に海賊行為と著作権侵害を含む事件を解決する必要性を認識していた。

この協定により、IPOフィリピンはNTCが知的財産権の侵害と認めた事件を裁定し解決する。また、同委員会は5営業日以内に、知的財産の侵害事件をIPOフィリピンに送付しなければならず、現在、事務局で継続中の侵害問題についても、この協定の効力発生後5日以内にIPOフィリピンに送付しなければならない。

一方、IPOフィリピンは、NTCから受けた事件の決定や解決法を委員会に伝える義務があり、それを受けてNTCはアクションを起こすことができる。

この協定では、両機関とも所属のスタッフにテレコミュニケーションと放送の問題でセミナーとワークショップを開催し、知的財産権の推進と保護のために協力を強めることで合意した。

3. 政府は米国の警戒リストからの脱却を期待

(ビジネス・ワールド、2006年6月19日付)

政府はこのところの海賊行為に対する成果からみて、来年、フィリピンが米国の知的財産権侵害国リストから除外されることを期待している。

米国通商代表部(USTR)は、1974年通商法の第182条、さらに1988年包括通商競争法(Omnibus Trade and Competitiveness Act)、1994年のウルグアイ・ラウンド協定に従い、定期的にIPRの保護が不十分と思われる国のリストを提示している。

現在、フィリピンはUSTRによって「通常監視リスト」国に位置づけられ、これは過去4年間の「優先監視リスト」国よりは若干改善されたランク付けである。

知的財産庁(IPO)のAdrian Cristobal Jr.長官は、フィリピンは来年、監視国リストから除外されるかもしれないと述べた。「現在我々が行っているエンフォースメントと裁定の度合いから見て、来年には監視リストから完全に脱却できる」とCristobal長官は述べた。

また、同長官は、過去5ヶ月間でエンフォースメントの機関であるフィリピン国家警察(Philippine National Police)、国家査察局(National Bureau of Investigation)、オプティカル・メディア委員会(Optical Media Board)と関税局は、5億ペソ相当の偽造品を没収し、政府は昨年10億ペソを上回る額の偽物を没収したと彼は述べた。

一方、法務省は、1月から5月まで、知的財産権関連の事件は184件が報告され、現在継続中の事件総数が1,159件になったと報告した。

さらに、知的財産庁と国家通信委員会(NTC)は覚書に調印し、ケーブル事業におけるIPRのエンフォースメントと保護のため協力体制を組むこととなった。この覚書によれば、NTCがケーブル関連の知的財産権の侵害事件に関し介入する権利があるかどうかの決定が控訴裁判所より下りない段階で、知的財産庁はこのような侵害事件を裁定して解決する。

NTCは、ケーブルの海賊行為に対して1年ほど行動を起こすことができていない。なぜなら、地方のケーブル業者であるケーブルスター(CableStar)社が知的財産権の侵害でケーブルコンテンツのプロバイダーであるケーブル・ボス(CableBoss)社から訴えられ、控訴裁判所に提訴している事件があるためである。

NTCには、現在30件の有線海賊行為の告発がペンディングとなっている。これら30件すべてが覚書の署名から5日以内に知的財産庁に移される。

「この覚書はUSTR とは関係ないが、USTR がこれに関心を示したのは事実だ」と長官は述べた。

4. フィリピン最高裁、知的財産計画を承認 (アジアパルス、2006年6月27日付)

最高裁(SC)は、フィリピン法務アカデミー(Philippine Judicial Academy)(PHILJA)とフィリピン知的財産庁が提案した知的財産プログラムを承認し、知的財産の侵害に対するキャンペーンで政府の正式な協賛を得た。

IPOフィリピンのAdrian S. Cristobal長官は、最高裁はこの計画を全会一致で承認したと述べた。

最高裁が承認したこのプログラムは、知的財産権の特殊な分野についての裁判所職員へのセミナーとトレーニングを含む。Cristobal長官は、最高裁の決定は最高裁の副行政官でありスポークスマンのIsmael Khan Jr 弁護士からの書簡で伝えられたと語った。

まず最初は、判事のための3日間のトレーニングセミナーで、その内容は、国際条約と国内知財法、著作権、デジタル化に関わるIPの問題、特許法、商標法、不正競争防止法、裁判管轄や手続きの問題、捜査令状や押収、他の救済策、IP関連の新たに発生する問題についてである。

Cristobal長官は、PHILJAとIPOフィリピンの提案に最高裁が対応したことに感謝し、知的財産庁ではこの案及び裁判所とのより高いレベルのパートナーシップをずっと模索してきたと述べた。「IPRの特別裁判所はIPR侵害者の罪の提訴をより簡単にするし、IPRの犯罪で訴えられた者の裁判を迅速化するだろう。知的財産裁判所はまた、無実の者の解放も早めるだろう」と、最高裁が先にCristobal長官に送った協力の申し出の中に述べた。

5. 480万ペソの偽造コンピューターハードウェア、NBIの捜索で押収 (マニラ・ブルティン、2006年6月29日付)

NBIの知的財産部(IPRD)部長のJose Justo Yap弁護士は、捜査は、Quisumbing Torres 法律事務所が代理人を勤めるCISCO Technology社の訴えに基づき実行されたと述べた。

Yap弁護士は、NBIの捜査官が先月、クエゾン(Quezon)市の10 Gilmore St., Valencia, New Manilaに所在するGilmorコマーシャルプラザの英国系のアイグローブ(iGlobe)テクノロジー・コーポレーション社と、マニラ市の1136-1146 J. Nakpil St., Malateに所在するコロンビア・テクノロジー社を捜索し、引き続き先週の火曜日、パシグ(Pasig)市のOrtigasセンターに所在するレバレッジ・システム・テクノロジー(Leverage System Technologies)社を捜索したと発表した。

IPRDのチーフは、NBIの捜査官はレバレッジ・システム・テクノロジー社から56台のCISCOの模倣品コンピューターネットワーク・ハードウェアを押収し、他の2社からは78台のコンピューターネットワーク・ハードウェアを押収したと述べた。コンピューターネットワーク・ハードウェアは、主にルーター、スイッチ、ケーブルからできている。政府の捜査官はCISCO社の商標のついた箱とプラスチックの包装用のパッケージを押収した。

Yap弁護士は、捜査はNBIが25万ペソを使ってルーターと3本のインターネットケーブルを試験的に購入し、その結果行われた。それらの企業がCISCO社の偽ハードウェアを販売していることが確認され、捜査官はマニラ地方裁判所のAntonio Eugenio裁判長に何通かの捜査令状の発行を要請した。「レバレッジ・システム・テクノロジー社はCISCOハードウェアの正規の代理店だが、偽物のハードウェアの販売にも関与している」とYap弁護士は述べた。同社は本物のCISCO 製品も販売している。偽のコンピューターネットワーク製品は、より安い価格で販売されている、と彼は説明している。

インドネシア

1. 権利侵害への対策チーム設置

(ジャカルタ・ポスト、インドネシア、2006年6月8日付)

政府は、国内の知的財産権執行策を模索するため、作業グループを設置する。

「チームは知的財産権の侵害問題に打ち勝つための対策を進言する。ご承知の通り、インドネシアは(海賊版で)世界第3位だからだ」と調整役の政治、法務、安全対策省のウィドド・アディ・スシプト(Widodo Adi Sucipto)大臣が述べた。

このチームは、海賊行為撲滅のため、政府機関と産業界との間の調整役となるだろうと大臣は述べている。

2. 大統領、日本との通商交渉を2006年度末までに希望

(ダウジョーンズ・インターナショナル・ニュース、2006年6月26日付)

インドネシアのスシロ・バンバン・ユドヨノ大統領は、2006年度末までに日本と経済連携協定(economic partnership agreement)を結びたいと望んでいる。

「大統領は、今年中にEPA交渉が成立することを希望している」と大統領スポークスマンのDino Patti Djalal氏が語ったことが報道されている。

両国は、昨年、物とサービス、知的財産、投資と人の動きの通商をカバーする協定に向けて交渉を開始した。日本は既にインドネシアの最大の貿易相手国で、両国間の貿易額は2005年に249億米ドルに達している。

3. 警察、海賊版取締りで商店を捜索

(ジャカルタポスト、インドネシア、2006年6月27日付)

海賊版撲滅への取組みの一環として、ジャカルタ警察は41万8,000枚の偽造CD、VCD、DVDを6月10日から13日間に及ぶ捜索で、首都圏ジャカルタ(Greater Jakarta)の店や倉庫から押収した。

「今回は、海賊版ディスク製造者の逮捕者数でこれまで最大のレイドだった」と、警察の産業通商ユニットのチーフSuwondo Nainggolan隊長が述べた。1台のDVDプレーヤーと9台のCDライターからなるコピー版製造機は、1日3万枚のコピー版製造が可能である。海賊版ディスクの製造元を突き止めることは、市場や路上の物売りを捜査するより難しいと同隊長は語る。

ジャカルタは、長い間、海賊版ディスクの製造販売者から天国と見られてきた。小売商人は、駅、バス停、市場やモールで海賊版を販売し、当局からおとがめを受けることはまずなかった。海賊版ディスクの最大の市場はGlodok市場で、他の2つの大きなセンターは南ジャカルタのRatuプラザとマル・アンバサダーである。

毎日、ほぼ200万枚の海賊版ディスクが国内に流通しており、それらは平均1枚5,000から8,000ルピーで販売される。それに対して正規のディスクの価格は、45,000ルピーから200,000ルピーにすぎない。

映画と知的財産権に関する法及び刑法では、海賊行為で有罪とされた者は最高で3年の懲役刑を受ける。しかし、法の執行が弱いため、海賊版の製造販売の隆盛を許してしまっている。

ベトナム

1. 査察官、模倣品のレイドに協力
2. ソフトウェアの著作権強化が必要
3. ベトナムは国際的市場統合のため偽物と対決
4. ベトナムではブランド名の登録が無視される
5. 新知的財産体制

1. 査察官、模倣品のレイドに協力

(タイ・ニュース・サービス、2006年6月7日付)

科学技術省の査察官は、警察と協力して北部フン・イエン(Hung Yen)県のポ・ノイ(Pho Noi)工業団地にあるタン・バン(Thanh Van)株式会社を捜索した。

同会社は「Koleki」という生理用ナプキンを製造していたが、その表示は米国のキンベリークラーク社(Kimberly-Clark World Wide)の商標「Kotex」と類似している。査察官らは、同製品27キロを押収した。

2. ソフトウェアの著作権強化が必要

(タイ・ニュース・サービス、2006年6月16日付)

WTOへの加盟が目前に迫る現在、政府はベトナムで著作権のあるソフトウェアの使用を推奨するアクションプランを必要としていると、ベトナムソフトウェア協会(Vietnam Software Association)(Vinasa)のTruong Gia Binh会長が述べた。

Binh会長は、ソフトウェア会社と一般の人々が著作権付ソフトの入手を容易とするため、政府は国内外のソフトメーカーと小売商が価格低減の交渉をしやすくする手助けが可能であると述べた。

「これにより、ソフトのユーザーが徐々に著作権のあるソフトを使用するように仕向けられる」とBinh会長は言い、「しかし、もしソフト会社と一般人が著作権法を順守しなければ、国際的なIT企業はこの産業に投資したがるまいだろう」と警告する。

来月施行される知的財産法は、ベトナムでのソフトの海賊行為を減らすだろうと、Vinasaの会長は述べた。

世界最大の国際市場リサーチ会社であるInternational Data Corpは、ベトナムのITセクターは、もし海賊行為を10%減らせるなら、次の4年間で169%成長するであろうと予測している。もし、海賊版率が現在の90%レベルでとどまるなら、同産業の成長は108%程度と見積もられる。

世界規模では、IT産業は現在から2010年までに33%成長すると同社では見込んでおり、もし、世界の平均海賊版率が35%から25%まで落ちれば、IT産業は同期間で45%成長するであろう、と報告書で予測している。

ソフトウェアの海賊行為からの世界全体の損失は2005年で340億米ドルにもなり、前年度比16億米ドル増の損害となった、とInternational Data Corp社は述べている。

3. ベトナムは国際的市場統合のため偽物と対決

(タイ・ニュース・サービス、2006年6月19日付)

著名商標を持つ多くの外国企業は、ベトナムが世界貿易機関に加盟後、国内市場への投資を開始するだろう。しかし、模倣品が著名商標のついた輸入品を圧倒し、結果的に多くの企業の国内支店開設を遅らせている。

市場管理部のNguyen Duc Thinh部長は、ベトナムは国際的な市場統合のため、模倣品と断固戦うと述べた。

市場管理部によれば、著名商標の侵害は、最近特に話題となっている。衣類や繊維、ハンドバッグ、履物、香水、化粧品、食品、グルタミン酸、塗料を含む多くの製品が偽造されている。最近でも、アディダスの商標の付いた商品、ガーメント・カンパニー・テン (Garment Company 10) のシャツ等、一連の偽物が押収されたところである。

ガーメント・カンパニー・テンの社長のDang Phuong Dung氏は、偽物は会社に大きな経済的損失を与え、さらに、会社の商標の威信をも傷つけた、と述べている。Dung氏は、同社は他の関係機関と連携して偽造品対策チームを立ち上げたと言った。偽造品と戦うため多くのキャンペーンを組んできたが、偽造品の流通は早く、有名企業の新製品が発売されるや否や、偽物が直ちに市場に出回る状況である。

Nam氏によれば、ルイ・ヴィトン・ブランドの偽物のほとんどは北部の国境から違法に輸入され、ホーチミン市に輸送されてハノイ市に流通する。最近、同社は関係機関と協力し、罰金を課し、ルイ・ヴィトン・ブランドの何百もの偽物を処分した。

急激なやり方で情報を流し、有名ブランドの侵害を防ぐのは効果的ではない。関係機関は多くの模倣品を没収したが、これらの商品は依然市場に氾濫している。模倣品は大きな利益をもたらす、厳しい罰も十分には科されていない。知的財産権の侵害者に対しては、最高1億ベトナムドンの罰金が科されるにすぎない。

Thinh氏は、WTOに加盟後は偽物と断固戦うと決意を表明した。知的財産権の執行と侵害問題の解決には、裁判所の果たす役割が重要である。知的財産権の侵害者はすべて裁判にかけられることになるであろう。

4. ベトナムではブランド名の登録が無視される

(アジア・パルス、2006年6月21日付)

ベトナムが世界経済の仲間入りをする中で、知的財産に対する資産価値及び効果的な道具としての認識が高まっているにもかかわらず、ベトナムの20万社の企業のうち、商標登録をしているのはわずか25%だと、知的財産局のTran Viet Hung副長官は述べた。

同副長官は、国内で最も人気がありかつ評判の高い製品は模倣されやすいと言った。例として、ベトナム市場に出回っている音楽ディスクやコンピューターソフトの90%は偽物であると述べている。

知的財産局では、今年はいくつかのところで、商標侵害関連で300件の訴えを受付けている。統計によると、全知的財産侵害でも毎年平均3,000件以上の事件にすぎないとHung氏は言う。これが知的財産権、特にブランド名保護の必要性の一般への周知度の限界を示していると付け加えた。

企業への周知度を高め、知的財産保護を奨励するため、ベトナム知的財産協会 (Vietnam Intellectual Property Association) と知的財産局はウェブサイトを立てた。アドレスは www.nhanhieuviet.com.vn である。

このサイトは国内のトップブランド名の保護に焦点を合わせ、企業がリサーチを行って外国でIPを登録するのをサポートしていると同協会のAn Khang会長は述べた。また、ウェブサイトは会社の経営者とコンサルタントが法的フレームワークや政府の方針について意見を交換し、競争力のあるブランド名を考案するための支援提供のフォーラムでもあるとHung氏は認める。

経済統合の過程で、国内外での商標登録は、特に輸出を計画している企業にとっては重要なステップであり、ブランド名の確立は企業にとって国際市場への進出を容易にし、知的財産権の侵害を解決し、不正競争事件に対抗できる、とKhang氏は述べている。

ベトナム電話帳及びイエローページ・ジョイント・ストック・カンパニー (Vietnam Telephone Directory and Yellow Pages Joint-stock Company)のPham Thi Minh Vuong副局長は、国内で最も威信のあるブランド名に賞が与えられれば、地域や世界市場に進出する際に、国際的な基盤を築く助けとなるだろうと述べた。

5. 新知的財産体制

(サイゴンタイムス・デイリー、2006年6月23日付)

2006年1月1日現在、知的財産権の基本原則、すなわち知財の性質、基礎、譲渡などは、2005年6月14日に可決された新民法第6章の支配を受けている。2006年7月1日付で、IPR は2005年11月29日に国会で制定された知的財産に関する法50-2005-QH11によって規定されることになる。

新知財体制は、1995年の民法の知財条項に代わるもので、1996年12月29日付の著作権に関する政令76-CP号及び知的財産に関する1996年10月24日付政令63-CP号(後に2001年2月1日付政令06-2001-ND-CP号で改正される)により施行された。新体制は国際ルールを反映し、WTO加盟のためのベトナムの重要な誓いの1つを実践したものである。

科学技術省はベトナムの知財体制を管理し、知的財産権を所管する責任官庁である。科学情報省は著作権を所管し、農務及び地域振興省は植物の品種を所管する。

新法では、文学、芸術、科学作品(農産品を含む)、実演、視聴覚作品、放送、暗号化した衛星放送信号への保護が可能である。著作者人格権は無期限に保護される。著作権のある作品の出版に対する著作者人格権及び著作権者の経済的権利(著作権を保有する作品をコピーする等)は、最初の出版から(映画作品、写真作品、演劇作品、応用芸術(applied art)作品については)50年間保護される。それ以外の作品については、著作者の死後50年間まで保護される。

外国人及び組織の作品も、定められた形態で保護される。文化著作権省での登録は義務ではないが、論争になった際、著作権の証明となる(反証をあげられない限り)。

発明、工業意匠、半導体の回路配置、営業秘密、マーク(商標及びサービスマーク)、商号、地理的表示、植物品種といった産業財産権の保護も可能である。産業財産権の登録が、ベトナムでの所有権と保護の基礎となる。登録は先願主義であり、出願登録は科学省の国家知的財産権庁(National Office for Industrial Property)によって処理される。

保護を受ける証書(例として発明の場合の特許)が産業財産権の所有者と認定するために発行され、その有効期間は産業財産のカテゴリーにより違いがある。外国人と組織の産業財産も、その権利に対して保護の証書が発行されている場合は保護の対象となる。

著作権及び産業財産権の譲渡とライセンスは、知的財産法で詳細に規定されている。産業財産権の譲渡契約は、国家知的財産権庁に登録されなければならない。

ベトナムの最新の法律文献のアップデートは、www.vietnamlaws.com のアドレスにアクセスすることにより、3,000近くのベトナムのビジネス投資関連法の英語訳が入手できる。

インド

1. 知財権の新たな国際標準との違いを敢えて設ける
2. Tech Mahindra社のツール、知的財産漏洩チェック
3. インドの特許環境はバラ色
4. NisietはSSIsへのIPRサポートを計画
5. インドとGCC自由貿易協定で水準の問題
6. 特許化プロセスへの認識不足
7. インド、イギリスがIPRと科学の協定に調印
8. 政府は、外国特許の脅威を検証するように動く

1. 知財権の新たな国際標準との違いを敢えて設ける (ビジネス・スタンダード、2006年6月6日付)

知的財産権に関する世界的な新基準が設置され、民間企業が公的研究機関により開発された農業技術を自由に無条件で利用できる時代は終わった。それゆえ、かつては、インド農業研究機関 (Indian Council of Agricultural Research) (ICAR) 又は農業大学が開発した新技術や新種の種子は、民間企業や会社が自由に利用し、研究のための投資なくして、商業目的のための販売やさらなる増産のため利用してきたが、その時代は去った。

しかしながら、技術は究極的には目的者 (主に農業従事者) であるエンド・ユーザーに届かねばならず、研究機関は、当然のことながら、自分たちですべてができるわけではなく、他の官民の機関の協力が不可欠である。このことを円滑に進めるため、ICAR は新しい知的財産管理体制を構築し、ベネフィット・シェアリングの考え方で技術の速やかな移転および商業化を目指そうとしている。

この目的のため、農業研究教育局 (Department of Agricultural Research and Education) の主導で委員会が設置され、リタ・シャーマ (Rita Sharma) 副事務次官が、技術移転及び商業化のほかに知的財産管理の詳細な指針を含む草案を発表した。

重要なことは、民間、公的及び他の機関が、ある条件をつければ自分たちの商標や商号でICARの品種の種子を増産、販売することを認めていることだ。最近施行された植物品種保護と農業者の権利法2001年により、すべての新品種の登録が義務付けられた。これらの種子の商業利用はこの法により登録された種に沿って行わなければならない。この品種の商業化の場合、かけ合せたもとなる品種を含めてのライセンスが与えられ、国内外での市場での利用ができる。

ライセンス保持者が登録された品種を利用する場合は、すべての種子の袋に自分たちの商標とともにICARの団体商標またはICARの商標をつけなければならない。外国の種子業者で、国外でのICARの種子の商業利用に関心のある者は、それぞれの国でICARの品種の確実な保護を行う必要がある。

実際、1990年代の後半まで、インドでは農業技術の知的財産に関する特別な政策を持っていなかった。ただ、1970年特許法、1999年商標法などの一般的な法や他法を緩やかに農業部門に適用させていた。農業の研究に関する限り、主な力点が置かれたのは技術移転であって、技術の商業化ではなく、知的財産の保護の必要性は感じられていなかった。

しかし、農産物に関係した知的財産権問題で幾つかの国際条約に新規に署名し、かつ強力な農業研究計画を持つ多国籍企業が出現したことにより、ICARもまた技術を保護するための方策を考え始めた。

これまでは相互協定のほかに、主にガイドラインや命令、指導により対策がとられてきた。しかし、このようなアプローチでは、研究機関が自ら開発した技術により収入を生み出す余地はあまりない。技術収入の創出は技術開発のコストをカバーするだけでなく、科学者がより多くの発明を生み出すインセンティブにもなる。

ICARとその研究機関は、他の機関や会社、育種者が開発した品種でも、それがICARの研究機関が開発した遺伝因子を利用した場合は、種子の販売にロイヤルティーを課そうとしている。このようなロイヤルティーはPVP とFR 法に基づいている。ICAR の種子技術の商業化から得られる全純利益はICAR本部、開発機関、発明者の間で分配されることになる。

収益の一部は研究機関の強化のために使用し、他の一部はICAR職員の福利厚生のために使用する。もちろん、全登録済品種とICARの遺伝子ストックに対し、研究目的のために第三者が利用する場合、ロイヤルティーの免除がなされる。

提案されている政策の他の重要な条項は、ICARとその研究機関と民間部門との農業研究におけるパートナーシップの問題だ。産業界はICAR研究機関の中核となる施設を協同で使用するという研究とサービスの契約を結び、重要部分で必要に応じ研究を行い、ICARの施設の利用を許される。

2. Tech Mahindra社のツール、知的財産漏洩チェック

(ヒンズー、2006年6月6日付)

SSE CMMでレベル3の評価を受け、Hinjewadi に独自のキャンパスを設置し、知的財産漏洩へのソリューションを開発。これらがテレコム関連会社にソリューションを提供しているTech Mahindra社の営業の展開図だ。

テック・マヒンドラ社の副社長で、営業部長のPremchand博士は記者会見で、4ヶ月以内にInte-leak(知的財産漏洩ソリューション)を市場で販売するだろうと述べた。これはデジタル権利管理ソリューションで、セキュリティが第一に優先され、情報の漏洩はどの時点でも止められる。Premchand博士は、同社では既に予備テストを行い、健康、製薬、銀行業などへの応用を検討していると述べた。また、同社では、この1年間にこの分野で収益全体の3%を見込んでいるとも述べた。

Premchand博士は、同社は企業の市場へのソリューションを開発し、またメディア・デジタル権利管理ソリューションについても作成中であると述べた。同社はまた、配信の際、料金の支払いなしには内容がコピーできないIPテレビソリューションシステムも開発していると述べた。これらは海賊行為の削減につながると博士は述べている。

3. インドの特許環境はバラ色

(インディアン・ビジネス・インサイト、2006年6月10日付)

インドの会社は、国際化の中で価値の向上を目指しているが、知的財産権の価値とその恩恵についても理解し始めてきた。自由主義化された後、IPR問題は勢いを増している。インドで特許を出願する米国の会社がますます増加しており、チェンナイだけでも出願された特許の少なくとも20%は米国の会社からのものである。

2006年の1月から5月までチェンナイで出願された約3,000件のうち、米国の会社の出願はすでに600件を占める。主に製薬、インフォメーション・テクノロジー(IT)、エレクトロニクス、自動車部品の会社からのものである。

2004-2005年にかけて、インド全土で出願された25,000件の知的財産権の出願の中で、デリーがトップの9,000件の出願で、チェンナイが6,000件でそれに次ぐ。外国企業の出願は10,671

件であり、その中でもアメリカだけで4,053件である。2004-2005年にかけて、計1,911件の特許が付与され、特許局は7億9,320万ルピーの収益を上げ、そのうち特許が4億730万ルピーを占める。

4. NisietはSSIsへのIPRサポートを計画

(ヒンズー、2006年6月11日付)

国立小規模企業訓練支援機関(The National Institute of Small Industries Extension Training (NISIET))は、SSIsに知的財産権のサポートをする業務と国際化プログラムに取り組む業務を分割する計画である。

NISIETのChukka Kondaiyah 長官によれば、NISIETは小規模企業のクラスター・デベロップメント(cluster development)の専門知識を集約し、コンサルタント計画でより国際的になることを目指す。

何年にもわたり、多くの発展途上国から6,000人以上のエクゼクティブを訓練したこの支援機関は、企業家へのコンサルタントサービスを提供し、幾つかの国で小規模企業とクラスターを創設することに自信を持っている。

また、同長官は、NISIETは、この計画の実行のため外務省(Ministry of External Affairs)とも連携している記者団に語った。クラスター・デベロップメント、トレーニング計画及び政府機関を自主退職したボランティアの再教育により、NISIETの収入は2005-2006年に8,350万ルピーとなり、前年度の6,790万ルピーを大きく上回った。

5. インドとGCCは自由貿易協定で水準の問題

(プレス・トラスト・オブ・インディア・リミティッド、2006年6月12日付)

知的財産権のエンフォースメントが緩やかなことから、湾岸協力会議(Gulf Cooperation Council: GCC)が課す水準に合わせるためのコストがインドの中東貿易に影響を与えている、と産業界の団体であるFICCIが主張している。

湾岸諸国での知財権のエンフォースメントが弱い結果、多くの他国の低品質商品がインドのブランドをつけて湾岸諸国で販売されていることがFICCIの発表中で述べられた。

インドの輸出業者は、GCCの水準に合致させるためのコストを心配している。インドの輸出業者がより高い国際水準に従っている場合でも、湾岸諸国での証明が必要とされるからであると指摘している。FICCIは、インドは自由貿易協定の交渉の際、厳格な知的財産権体性を強調すべきだと主張する。このような高水準の相互認証協定(Mutual Recognition Agreement)もFTAの中にも含め、コストの上昇を抑えねばならないと同団体は述べる。

GCCはインド最大の貿易相手の1つで、相互の貿易額は2004-2005年で170億ドルに達する。インドは、GCCと経済協力に関するフレームワーク協定(Framework Agreement on Economic Cooperation)に署名し、商品とサービスに関する自由貿易協定交渉が続いている。

6. 特許化プロセスへの認識不足

(ヒンズー、2006年6月22日付)

インドの科学者や実務家が顕著な成果を上げたにもかかわらず、国家は多くのケースで特許を取得することができなかった、とピー・ケー・スリーマシー(P.K.Sreemathy)厚生相が語った。

ケララ科学・技術・環境国務院(Kerala State Council for Science Technology and Environment)との共同で、人事マネジメント研究所(National Institute of Personnel Management)が計画した「特許の課題 - 法律、権利、規制、出願」に関するセミナーを開催したことによって、インドの環境は、劇的

な変化を経験した。それは付加的なものではなく、大飛躍であると大臣は語った。国家は、技術領域での目覚ましい足取りを成し遂げたが、多くのケースで特許を取得することができなかった。

1995年3月に特許付与されたターメリック(turmericウコン)特許に対して、ニューデリーを基盤とする農業研究協議会による再審査請求によって、アメリカ特許商標庁で無効の決定がなされた。本件は、バイオ海賊行為を覆す最初のステップであり、特許が取り消された根拠として、ターメリックの医薬価値が記載されている古来のインド教本を書面証拠として提出したが故である、と彼女が語った。

ニーム(neem)、アムラ(amlā)、ジャーアムラ(jar amlā)やそれらの類への特許も、また、無効にされるだろう。国家は、特許取得プロセスの認識不足が故に、多くのケースで特許の取得に成功しなかった。インドでは、特許はそれほど知られていない。それ故に、そのような講習会は、公衆の認識を作り上げる一助となると彼女は語った。

NIPMのピー・スディーブ(P. Sudeep)会長が統括し、ジーシー・ゴパラ・ピライ(G.C.Gopala Pillai)会長兼代表が特別演説を行い、KSCSTEのケー・アール・エス・クリスナン(K.R.S. Krishnan)評議員幹事が基調演説を行った。NIPMのジーエル・ムラリード・ハラナン(G.L.Muraleedharan)長官が歓迎し、ディー・パドマナブハン・ネイヤー(D.Padmanabhan Nair)氏が感謝の意を提案した。

7. インド、イギリスがIPRと科学の協定に調印

(アジア・パルス、2006年6月29日付)

インドとイギリスは、両国間の知的財産権プログラムを構築し、実行する共同趣意書に調印した。趣意書は、インド・イギリス・ビジネスリーダーズフォーラム期間中に、インド側を代表したカマル・ナス(Kamal Nath)商工業大臣とイギリスのサインズベリイ科学大臣が調印したと発表された。

会議で基調演説を行ったナス(Nath)大臣は、インド・イギリス両国は、生活の繁栄と質の重要性を認識したことによって、科学、技術およびイノベーションの選択パートナーになったと述べた。

知的財産権は、将来、増加する貿易および投資に対するポテンシャルを与えるものとして、イギリス・インド共同経済貿易委員会が特定した重要領域のひとつである。両国とも、また、イノベーションにおける協同を促進するため、新インド・イギリス科学・技術イノベーション委員会を立ち上げた、とカピル・シバル(Kapil Sibal)科学技術大臣が語った。

委員会の焦点は、戦略的領域である次世代通信技術、バイオ技術、幹細胞の研究、先進材料およびナノテクになるだろうと同大臣は述べた。

8. 政府は、外国特許の脅威を検証するように動く

(インドタイムズ、2006年6月30日付)

伝統的知識をシェアすることへの政府の気の進まぬ対応が故に、西側諸国に対して18,000件に近い薬用植物特許を喪失した後、インドは、特許審査をするために世界の特許庁(IPOs)が伝統的知識デジタル図書館(TKDL)にアクセスする許可を決定した。

2007年12月までに10クロー(1億)ルピーをかけて設置される図書館は、五ヶ国語 - 英語、ドイツ語、フランス語、日本語及びスペイン語 - で、特許出願フォーマットにて75,000のアーユルヴェーダ(ayurvedic)、50,000のユナーニ(unani)及び15,000のシッドダ(siddha)のフォーミュレーション、さらに1,500のヨガポーズに関する情報を所蔵する。

内閣は、IPOsに「セキュリティ・ポータル上のTKDLデータベース24x7」へのアクセスを認めるため、TKDLの共同開発者である国家科学通信情報資源研究所がIPOsと非開示契約を結ぶことを承認した。

IPOsとの非開示契約は、特許出願の審査のため又は伝統的知識の略奪を防止するためを除いて、他の目的にTKDLを使用しないことを原則に交渉される予定である。

また、契約では、特許調査および審査の目的に必要な且つ絶対不可欠であるもの以外、IPOsや審査官が第三者にTKDLを開示することを認めていない。

図書館は、国外在住者が現存するフォーミュレーションに対して特許請求をすることを禁止している。インドと契約を調印したアメリカ、イギリスを含む11カ国のIPOsが、データベースにアクセスすることであろう。

ヨルダン

アンマンのコンピューター店、違法ソフトの取引で捜索を受ける (ミドル・イースト・カンパニー・ニュース、2006年6月8日付)

知的財産権保護の取り組みへの誓いも新たに、ヨルダン当局は近頃、海賊版ソフトの取引に関与したアンマンのコンピューター店を捜索した。

捜索の結果、違法にソフトをコピーするため利用したコンピューターとCDの何点かが押収された。会社は著作権と知的財産権法の侵害の罪に問われ、事件は関係当局に送られた。

捜索は、ヨルダン当局と、安全で合法的なデジタル世界を推進する最先端の組織であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)が協力して行った。BSAはこのコンピューター・ショップのIPR法侵害を警察に情報提供した。

BSA中東のスポークスマンであるAly Al Harakeh氏は、「当局による継続的なキャンペーンは国内の知的財産権の保護に向けたヨルダンの意気込みを示すものである。BSAはヨルダンの関係当局と緊密な連携を保ち、違法ソフトの取引停止と、1992年に施行されたヨルダン知的財産法の侵害を防ぐため協力を続ける。」と述べた。

「BSAは国立図書館局との連携を強め、ソフトの海賊行為の有害な影響について一般人を教育する目的の啓蒙キャンペーンで、範囲の拡大を目指している。我々はまた、様々な地元の組織や専門家の協会と協力し、王国の経済発展を減速させる海賊行為の脅威を削減しなければならない。」とAl Harakeh氏は付け加えた。

国立図書館局のMamoun Talhouni局長は、「国立図書館局は、知的財産権を侵害する海賊行為と戦うため、国内の様々な団体を招集した。我々は知的財産権が侵害されている個人や団体に、国立図書館に苦情を申立てるよう説得している。そうすれば我々はこれらの違法行為を中止させ、違反者を訴えるための必要な法的手段をとることができる。」

「BSAと図書館局の協力は、ソフトの海賊版に対する理想的な連携プレーの一例だ。我々は他の知的財産部門でも同様のパートナーシップを求めている。それによりヨルダンの社会と国家経済を海賊版の脅威から守りたい。」と述べた。

バーレーン

バーレーン内閣官房情報省、ソフトの海賊版販売会社3社を捜索
(ミドル・イースト・カンパニー・ニュース、2006年6月13日付)

バーレーンの内閣官房情報省 (Ministry of Cabinet Affairs & Information) は、近頃、海賊版ソフトの違法販売に関わる3つのコンピューター会社を捜索した。

これは、国内の著作権と知的財産権の取締り強化キャンペーンの一環として当局が行ったものである。その際、Microsoft Office、Windows XP、Mc Afee Anti Virus、Adobe Photo Shopの海賊版を搭載した2台のコンピューターと192枚のCDも押収した。

ジャマル・ダウッド (Jamal Dawood) 局長が率いる同省の出版・新聞局は、国内で営業する会社や事業者の違法取引という悪影響を減ずる為、継続的な捜査や監視によりソフトの海賊行為と戦っている。

「我が省はソフトの海賊行為と戦うため、アラビアン反海賊行為協会 (Arabian Anti-Piracy Association (AAA)) や関連する様々な団体を十分にサポートする。海賊行為の被害を受けた会社や個人から苦情をよく受けている。我々は、厳格な知的財産法の執行により侵害者に対する断固たる措置を直ちに取っている」とダウッド局長は述べた。

AAAの最高経営責任者のスコット・バトラー (Scott Butler) 氏は、「バーレーン王国のIT産業は、知的財産権保護のための当局の多くの努力にもかかわらず、依然として海賊行為に悩まされている。我々は関連する様々な団体等が反海賊行為運動を立ち上げ、長期的に最良な結果がもたらされるよう彼らに働きかけている。」と語った。

「当局は、ソフトの海賊行為が、国家経済に及ぼす害悪及び我が国のIT産業への投資奨励に悪影響を与えることに気がついている。この行為を断ち切るための早急な対応が必要であり、それがなければ王国はソフトの開発業者の信頼を失い、我が国への投資は妨害されかねない」とバトラー氏は指摘する。

バトラー氏は意識高揚のためのキャンペーンを行う重要性を強調し、これが社会の様々な分野で海賊版ソフトの取引販売への法的・商業的反撃行動のハイライトになるだろうと述べた。

「エンド・ユーザーに正規のソフトを使うことのメリットを知らせるべきだ。なぜなら、これがITへの投資というハイ・リターン (見返り) を保証するし、また、正規のソフトは海賊版と違い、最新のテクニカル・サポートを受けることができるからだ。」と付け加えている。

「技術的進歩はソフトのコピーを容易にし、市場のモニタリングを困難にさせている。反海賊行為キャンペーンの成功は、政府当局と損害を被っている側との協力如何にかかっている。バーレーンの内閣官房情報省はIPR保護のためのあらゆる努力を惜しまず、反海賊行為対策を優先し、侵害者には法的手段をとっている。」と同省の出版・新聞局のジャマル・ダウッド局長は述べた。バーレーンの反海賊行為運動は、GCC (湾岸協力会議) 政府が自国の経済を守るため、知的財産と特にITソフトの分野での海賊行為撲滅の重要性を人々に教育する施策を立てたのと時期を同じくしている。

この捜査は違法ソフトの使用及び取引を防ぎ、国内のソフトウェアの開発者及び投資家のためIT環境を整えようとする政府の真剣さの現れである。

ウズベキスタン

ウズベキスタン上院、著作権法を採択
(UzReport.com, 2006年6月12日付)

ウズベキスタン議会 (Oliy Majlis of Uzbekistan) 上院は、「著作権及び関連する権利」の法案を採択した。

新法は、WTO条約の一部である知的財産権の貿易関連側面に関する協定 (Agreement on trade aspects of intellectual property) に基づく水準に合わせて制定され、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約及び他の国際水準にも合わせて制定された。

ウズベキスタン上院のプレス発表によれば、この法律は著作権や知的財産の保護で、ウズベキスタンを国際水準まで引き上げるスピードを加速させるために重要であるとのことである。

クウェート

クウェート情報省が、ソフトウェア海賊行為に対抗するキャンペーンを強化
(アル・バワバ ニュース、2006年6月27日付)

クウェート政府は、国家の知的財産権を保護する努力を強化し、ソフトウェア海賊行為に対抗するキャンペーンを拡大した。クウェート情報省は、近頃、クウェート市にあるコンピューター2社への家宅捜査を実施し、その結果、違法ソフトウェアをインストールしたコンピューター3台を押収した。

クウェート情報省の報道・ジャーナリズム局長官直属のアシスタント、タレック・アル・アジミ(Tarek Al Ajmi)氏は、「我々は、ソフトウェア海賊行為の脅威に立向かう三つの攻撃型な戦略を実行し、それらは良好な結果をもたらしている。反海賊行為への指導およびIPR法が支持されることを確実にするために、政府組織を活性化するサポートを用意している」と述べた。また、ソフトウェア海賊行為を犯罪と見なし、法に違反した者への罰則を加える法律を施行した。加えて、オリジナルソフトウェアを使用した、技術支援、核心部分の更新および最良のパフォーマンスなどのような利点を公衆に教育することを狙った認識キャンペーンも展開してきている。

アラブ反海賊行為協会(AAA)スコット・バトラー(Scott Butler)会長は、「オリジナルソフトウェアを使用することの重要性に関して、大衆の認識を高揚させることを狙ったキャンペーンを継続的に支援するようクウェート政府に勧告した。」と語った。アラブ反海賊行為協会は、知的財産権の保護を実行するため、各種の地域行政と緊密に作業してきた。また、ソフトウェア海賊行為の危険に対応するため、各種の技術も採用してきた。これらの努力は、特に、違法ソフトウェアの使用および取引が、目立って行われてきたクウェートにおいて顕著な成功を収めた。

「AAAは、反海賊行為キャンペーンを強化するために、ソフトウェア開発者やクウェート情報省との共同展開を行っている。また、我々は、海賊ソフトウェアが如何にPCの動作に悪い影響を与えるかに焦点を当て、認識向上キャンペーンを強化している。」「また、ソフトウェア開発者から末端ユーザーに至るまでのすべての関係者が、海賊行為の拡大を抑制する努力をすることが重要である。」とバトラー(Butler)氏は語った。

レバノン

ファドラー(Fadlallah)が、知的財産権を保護する法律を推奨
(デイリー スター、2006年6月22日付)

サイエッド・モハメド・ハッサン・ファドラー(Sayyed Mohammad Hussein Fadlallah)師は「知的財産に関するイスラムの位置付け」と題する毎週の説教において、著作権侵害に比重を置いて「知的財産権を保障する関連法の活用を通して、盗用に対抗し、また、イノベーション努力の保護をしなければならない。」と語った。

ベイルート南部郊外で海賊版ソフトウェア、ゲーム、CDやDVDを販売していたいくつかの店を警察が家宅捜索した数週間後に、同師の説教がなされた。

「イスラムは、財務にかかる権利および知的な人権の保護を確認する。」と彼は語り、「創造性を妨害することは出来ない、という科学および知的自由に対する空間を創設する」必要性を強調した。また、教育を受けたレバノン人の海外移住を回避するために、「尊敬される生活環境」を持った発明者や芸術家を作ること求めた。